

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第111号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「老人保健法施行令」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改める。

第10条本文中「老人保健法第28条及び第28条の2」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び第68条」に改め、同条ただし書中「第46条の8」を「第84条」に、「高額医療費」を「高額療養費」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「後期高齢者医療給付」に改める。

第10号様式注以外の部分中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療を」を「後期高齢者医療給付を」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「老人保健法第31条の2第2項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「後期高齢者医療給付」に改める。

第6号様式注以外の部分中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療を」を「後期高齢者医療給付を」に改める。

(京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療の給付」を「後期高齢者医療給付」に改める。

第1号様式注以外の部分及び注2中「老人保健法の医療受給者証」を「高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証」に改める。

第6号様式注以外の部分中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療の給付」を「後期高齢者医療給付」に改める。

(京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に改め、同条第2号中「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に改める。

(京都市介護保険規則の一部改正)

第6条 京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に、

「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に改める。

第16条ただし書中「第51条の2第4項」を「第51条の3第4項」に、「第61条の2第4項」を「第61条の3第4項」に改める。

(京都市立京北病院事務分掌規則の一部改正)

第7条 京都市立京北病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条第13号中「健康保険法」の右に「及び高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、同条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課、長寿社会部長寿福祉課、同部介護保険課、身体障害者リハビリテーションセンター管理課及び京北病院)